

医療法人ヘルスケア和歌山 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性の活躍推進を図るなど、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年12月1日～令和10年3月31日までの2年間4か月

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得を1名以上とし、女性の育児休業取得率100%を維持する。

(対策)

- 令和7年12月～ 法人内において育児休業制度に関する職員への周知を定期的に行う
- 令和7年12月～ 新規採用者研修において、マタニティハラスメントの研修を行う
- 令和8年7月～ 法人幹部による全職員に対する個別職員面談において、育児休業制度の周知を図るとともに、職員のニーズ把握を行う。

上記については、毎年度実施する。

目標2：育児休業からの復帰者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修の実施

(対策)

- 令和7年12月～ 施設内定例会議において、幹部職員に育児休業復帰者への支援に重要性についての認識の共有を図るとともに、幹部職員より各部門の職員に対して当法人の育児・介護休業等に関する規程の周知を図る。
さらに、育児休業復帰者が発生する都度、幹部職員の適切なマネジメントを促すとともに、法人全職員で復帰者に対する配慮を行う。

目標3：常勤職員の時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満とする。

(対策)

- 令和7年12月～ 月20時間を超える時間外超過勤務を行った介護職員に対して個別にヒアリングを実施する。